

立川市都市計画審議会

令和3年10月25日（月）

○日 時 令和3年10月25日(月曜日)午後2時00分

場 所 立川市役所 208・209会議室

○出席委員(14名)

会 長 17番 古 川 公 毅 君

1 番 伊 藤 大 輔 君

2 番 稲 橋 ゆみ子 君

3 番 江 口 元 気 君

4 番 大 沢 純 一 君

5 番 大 橋 南海子 君

6 番 佐 川 徹 也 君

7 番 小 野 和 久 君

8 番 金 子 波留之 君

10番 佐 藤 升 君

12番 瀬 順 弘 君

14番 対 馬 ふみあき 君

15番 長 島 伸 匡 君

16番 中 町 聡 君

○欠席委員(3名)

副 会 長 13番 高 橋 賢 一 君

9 番 佐 藤 淳 一 君

11番 佐 藤 芳 邦 君

*佐藤委員の代理として立川消防署長代理が出席

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 準 也 君

まちづくり部長 野 澤 英 一 君

都市計画課長 白 坂 浩 二 君

都市総務係長 中 村 里 美 君

都市総務係 山 崎 悠 里 君

生産緑地地区等担当主査 半 貫 俊 夫 君

都市総務係 村 形 陸 君

○議事次第

1 辞令伝達式

2 開 会

3 市長挨拶

4 議 題

1. 案件審査会

諮問第1号

特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

2. その他

5 閉 会

<辞令伝達式 非公開>

○白坂都市計画課長 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。審議会を開催したいと存じます。本日は、高橋副会長、佐藤淳一委員が御欠席でございます。また、稲橋委員が遅れて出席いたします。消防署長の佐藤芳邦様がお欠席で、消防署長代理の方がご出席されています。なお、小野委員がリモートにて出席しております。

御出席の方には机上に、リモートの参加の方には事前にメールで資料リストを配付してございます。資料はお手元に用意していただけますでしょうか。御確認をお願いいたします。

それでは、審議会開催に当たり、市長から御挨拶を申し上げます。

○清水市長 本日は、大変お忙しいところ都市計画審議会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様方におきましては、日頃から立川のまちづくり、審議会の運営につきまして大変御協力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、昨年2月に引き続きまして、特定生産緑地の指定について意見を頂戴するものであります。詳しくは担当から御説明をいたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○白坂都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしくをお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○白坂都市計画課長 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、諮問文及び答申文の手渡しは控え、その場で読み上げることとさせていただきます。御承知おきください。

では最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、お預かりいたします。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○中村都市総務係長 お一人いらっしゃいます。

○古川会長 それでは、本日傍聴されている方に御注意申し上げます。席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、案件審査に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取についてでございます。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、説明、質問等、御発言は簡潔にさせていただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○白坂都市計画課長 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について御説明いたします。

当案件については、令和3年2月に令和2年度の特定生産緑地の申請分として意見聴取をしていただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため三度開催を見送りいたしました。令和3年10月より緊急事態宣言の解除を受け、本日開催する運びとなりました。本日、25日より東京都では、基本的対策徹底期間として新型コロナウイルス感染対策を行っておりますので、感染防止対策として審査の開催時間に配慮し、簡潔な説明に努めてまいります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

資料については、全て事前に配付しています。机の上に開催日が変更になったことによる各表紙の差し替えと本日の案件の資料リストが記載されている用紙が1枚あります。資料リストを御覧いただき、記載の資料があるか確認をお願いいたします。資料のない方はおりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について説明させていただきます。

まず、資料の見方について説明をします。

立川市都市計画審議会資料（諮問第1号関連）という資料の指定書を御覧ください。

1ページをお開きください。

指定書の表の左から順を追って御説明いたします。

番号は、特定生産緑地の指定地区番号です。位置は、指定地区の所在地になります。次に、それに対応する生産緑地番号があり、続いて面積です。こちらは平成31年度に申請のあった生産緑地面積とそのうち取下げがあった面積、そして令和2年度に申請のあった面積に分かれて表記しています。申出基準日とは、当初決定した生産緑地が満30年となる日を表しています。表記の令和4年11月5日が満30年を迎える日という意味です。申出基準日は、その他別ページに平成5年、平成6年もあります。

続いて、参考資料の見方を御説明いたします。

参考資料1の図面番号の一覧があります。これは、先ほど指定書の特定生産緑地の指定番号に対応する図面番号で、図面のページを記載しています。

図面の凡例を御説明いたしますので、図面右上にある図面番号41分の4のページをお開きください。41分の4と右の肩に書かれている横長のA4の図面を御覧ください。

左下に凡例がございますが、判例は4種類あります。白抜きになっている箇所が特定生産緑地に指定されていない生産緑地で、指定しない、または指定年度に達していない生産緑地になります。次に、やや目が粗いクロスがけの網かけは、平成31年度に申請のあった生産緑地です。次に、目の細かいクロスの網かけは、令和2年度に申請のあった生産緑地です。次に、黒く塗り潰されている箇所は、令和2年度に取下げのあった箇所になります。

資料の説明は以上です。

資料の特定生産緑地の指定に係る意見聴取について御覧ください。

記載してございます内容が、本日の諮問の趣旨でございます。事前にお目通ししていただいていると存じますので、簡潔に概要と今後のスケジュールを御説明いたします。

本市の生産緑地については、年々宅地化が進み、減少しております。生産緑地は30年経過しますと、いつでも買取りの申出が可能となり、不安定な状態に置かれることから、新たに特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地制度は、これまでの30年の営農義務から10年ごとに繰り返し更新ができる上、引き続き税制優遇も受けられる制度になっております。

特定生産緑地の申請については、平成31年度から開始し、昨年度までの2年間で申請受付件数は406名中351名で、そのうち令和2年度は、受理した申請者が92名、平成31年度に受理した申請のうち取下げが8名になっています。詳しくは参考資料2に記載して

ございます。

指定に当たっては、納税猶予を受けている生産緑地について、あらかじめ税務署長の同意が必要になることから、立川市で一括して同意を得ております。また、指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聞かねばならないとなつてございますので、本審議会で御意見を求めるものでございます。

今後のスケジュールについて簡単に御説明いたします。

参考資料2の2枚目、特定生産緑地指定手続きスケジュールを御覧ください。

平成31年度から受付を開始し、令和3年10月29日で受付を締め切ります。この3か年の受付した申請を改めて令和4年2月開催予定の都市計画審議会にお諮りし、御意見をいただいた上で、申請受付済みの平成4年当初に都市計画決定した生産緑地について、令和4年11月5日の直前に指定（公示）をする予定でおります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○古川会長 説明は終了しました。

それでは、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取についてに関して、立川市が特定生産緑地を指定することについて、御意見や御質問がございましたらお受けいたします。

どうぞ。

○稲橋委員 すみません。遅れまして申し訳ございませんでした。質問させていただきます。

今、御報告がありました中で、この生産緑地の継続ということをしていただくことは、本当にありがたいことだなというふうに思っております。その中で、取り下げられた方が今8名という御報告がありました。もしその内容というか、その取下げをされたというところがちょっと御事情が伺えればというふうに思うんですが、もし可能な限り教えてください。

○古川会長 説明をお願いします。

○白坂都市計画課長 今回、8名の取下げがございます。全てが相続による買取りの申出が出されまして、取り下げたということになってございます。

以上です。

○古川会長 どうぞ。

○稲橋委員 ありがとうございます。そういうことであると、買取りの申出に対して、

市がなかなかそこに対応ができないという、今までもなかなかそうですけれども、そういった状況であったということなんですか。それだけ確認させていただければ。

○古川会長　　お願いします。

○白坂都市計画課長　　主たる従事者がお亡くなりになった場合、買取りの申出ができるという制度になっておりますので、こちらでは買取りの申出を受けて、他の農業従事者へのあっせんなどを行っております。そういった形でできるだけ農地を維持するということはしておりますが、なかなか、別の方で従事してくださるという方が現れませんので、生産緑地が解除されるというようなことになってございます。

○古川会長　　ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　ございませんでしたら、採決を行いたいと思います。

それでは、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取については、本審議会としては意見がないものとするについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、異議なしと認め、諮問第1号について、本審議会としては、意見なしとすることといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。3分程度考えておりますので、午後2時20分ぐらいに再開したいと思います。

（休 憩）

○古川会長　　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、答申書を読み上げ、市長に提出いたします。

立都審第3号、令和3年10月25日。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画について答申。

令和3年10月25日付立ま都第1088号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、10月25日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申、諮問第1号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、原案については意見なし。

以上でございます。

○清水市長 どうも皆さんありがとうございました。

○古川会長 以上で、案件審査会を終了させていただきます。

○古川会長 続きまして、その他として事務局からの連絡事項などがありますか。

○白坂都市計画課長 はい、ございます。

○古川会長 お願いします。

○白坂都市計画課長 事務局から次回以降の都市計画審議会の予定について御案内いたします。

1つ目が、委員の皆様の任期についてでございます。議会選出委員以外の委員の皆様におかれましては、11月19日で任期満了となっております。学識及び関係行政機関の委員の皆様には、次期の委員の御就任の依頼をさせていただきますので、引き続き御高配を賜れますことをお願いいたします。

2つ目は、審議会開催日の日程についてでございます。次回、第2回都市計画審議会は、11月22日、月曜日、午前10時より立川市役所3階302会議室での開催を予定しております。委員の皆様は、辞令交付式もこの日に合わせて行う予定でございます。また、その次、第3回都市計画審議会は、来年2月14日、月曜日、午後2時から立川市役所3階302会議室での開催を予定しております。後日、改めて御連絡さしあげますので、よろしくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応により、予定が変更となる場合がございます。随時御連絡させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○古川会長 それでは、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後2時23分